

Hondaパワープロダクト利用者向け補償プラン

個人用傷害所得総合保険 「THE カラダの保険」

＜傷害・所得プラン＞

対象年齢

69歳以下

＜保険金をお支払いするケース＞

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、重要事項等説明書にて必ずご確認ください。

1

パワープロダクト使用時はもちろん、ケガによるリスクを幅広く補償

日本国内・国外を問わず、事故によりケガをされた場合等に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。熱中症も補償対象となります。

※ケガの補償には、熱中症特約（傷害条項）が自動セットされます。

パワープロダクト使用中のおケガや、その他にも以下のような事故によるおケガも補償の対象となります。

急激かつ偶然な外来の事故によるケガ

保険金をお支払いする
主な事故例



自転車で転倒して
ケガをした



車にはねられて
ケガをした



階段から落ちて
ケガをした



スポーツ中のおケガ

2

日常生活で生じる個人賠償リスクを補償（個人賠償責任特約）

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたこと、国内で受託した財物を壊したことや線路への立入りで電車等を運行不能にさせてしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。自己負担額はありません。

例えば右記のケースで
お支払いの対象となります

モンパル運転中に
他人をケガさせてしまった

買い物中に
商品を壊してしまった

この特約における被保険者の範囲

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合は、(2)～(4)のいずれにも該当しない記名被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する者。
ただし、記名被保険者に関する事故にかぎります。
- (6) (2)～(4)のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、(2)～(4)のいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。
ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。



保険金額・保険料

(入院保険金支払限度日数1000日プラン)

個人用傷害所得総合保険 「THE カラダの保険」<傷害・所得プラン>

<本人型>おヶガの補償範囲：記名被保険者のみ

保険期間1年間・一時払

補償内容	保険金額
死亡・後遺障害 事故発生の日から180日以内	100万円 (注) 後遺障害は保険金額×後遺障害の程度に応じた割合 (4%~100%)
入院保険金日額 事故発生の日から1000日以内	1,500円 (入院日数1,000日限度)
手術保険金額 事故発生の日から1000日以内	入院時：入院保険金日額の10倍 外来時：入院保険金日額の 5倍
通院保険金日額 事故発生の日から1000日以内	1,000円 (通院日数30日限度)
個人賠償責任特約	1億円
年間保険料	9,480円

本チラシは損保ジャパン「THE カラダの保険」をベースに、Hondaパワープロダクト利用者向けにご案内しております。

ご契約にあたって

詳しくは重要事項等説明書にてご確認ください。

- 事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

事故の発生の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

また第三者に対する賠償事故の場合、示談交渉は必ず損保ジャパンにご相談いただきながらおすすめください。

事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支いできることがあります。

- その他の必要な書類については、損保ジャパンよりその都度ご連絡させていただきます。

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

自動車開発第二部 営業第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-3302

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

●お問い合わせ先（取扱代理店）

ホンダ開発株式会社 保険サービス部

〒351-0114 埼玉県和光市本町5-39

TEL 048-452-5815

受付時間 平日の午前9時30分から午後5時30分まで

(土日・夏季/冬季連休・GW、弊社指定の定休日を除きます)